

飯豊町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

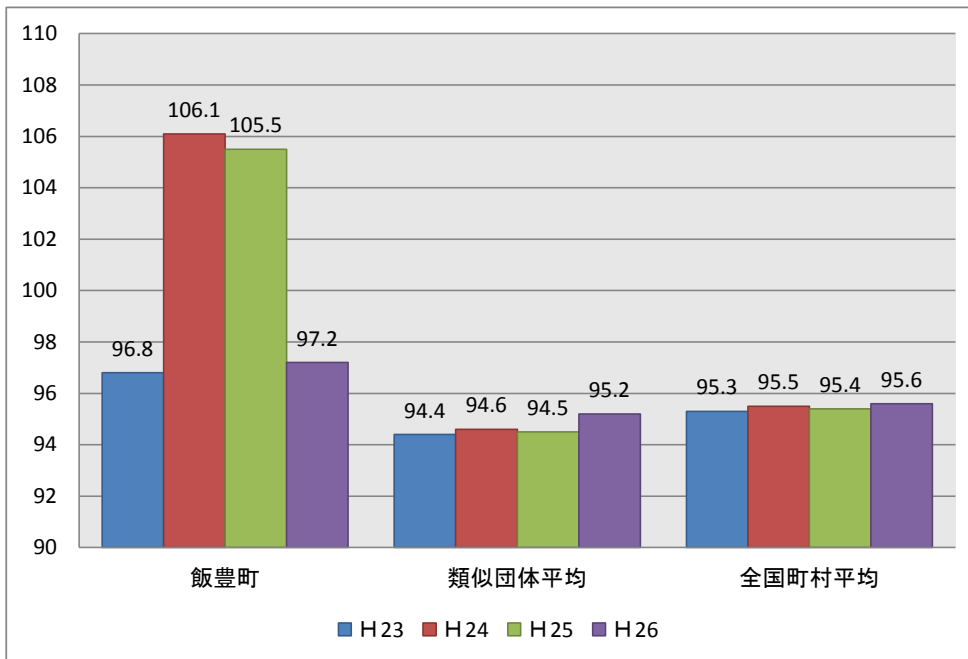
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,688	千円 5,687,826	千円 279,845	千円 915,933	% 16.1	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)山形県平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
26年度	人 106	千円 390,403	千円 45,968	千円 150,701	千円 587,072	千円 5,538	千円 6,599

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短期時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割

①給料表の見直し

[実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国、県の勧告を踏まえ、若年層で引上げ、高齢層では引下げとする。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯豊町	43.2 歳	323,000 円	368,800 円	344,323 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯豊町	53.0 歳	5 人	341,800 円	353,700 円	352,683 円	—	—	—	—
うち学校給食員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	調理師	— 歳	— 円	—
うち自動車運転手	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	自動車運転手	50.8 歳	193,800 円	1.91
うち学校技術員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	60.2 歳	182,300 円	1.92
山形県	46.4 歳	535 人	333,000 円	371,600 円	352,700 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
飯豊町	—	—	—
うち学校給食員	* 千円	* 千円	*
うち自動車運転手	5,865.5 千円	2614.1 千円	2.24
うち学校技術員	6,220.1 千円	2747.0 千円	2.26

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヵ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
飯豊町	47.8 歳	345,533 円	417,800 円
山形県	46.4 歳	392,638 円	428,892 円
類似団体	41.6 歳	305,172 円	327,932 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		飯豊町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200(181,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	138,700 円	135,600 円	— —
	中学卒	120,400 円	125,400 円	— —
教育職	大学卒	172,200 円	192,800 円	— —
	高校卒	140,100 円	148,800 円	— —

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

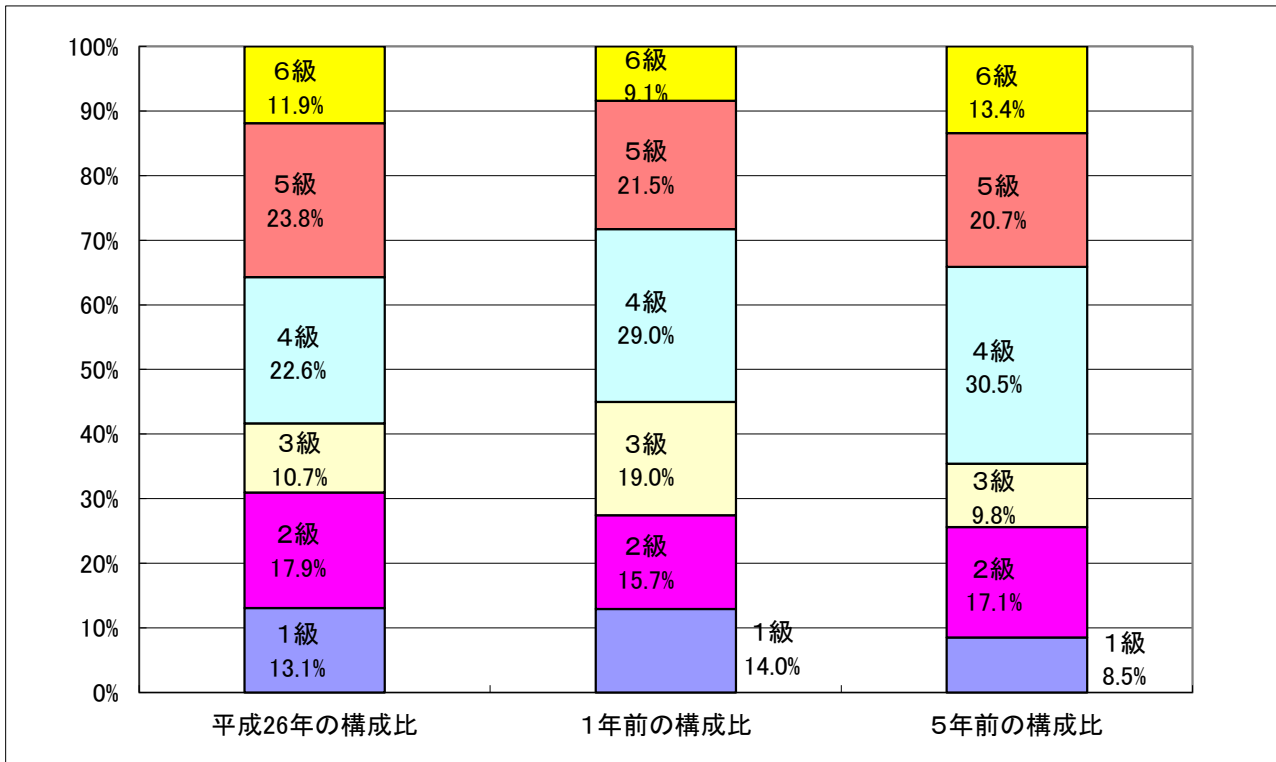
区 分		経験年数5～9年	経験年数10～14年	経験年数15～19年
一般行政職	大学卒	229,100 円	277,800 円	309,500 円
	高校卒	— 円	236,800 円	267,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長	10 人	11.9 %
5 級	室長	20 人	23.8 %
4 級	主査	19 人	22.6 %
3 級	主任	9 人	10.7 %
2 級	主事、技師	15 人	17.9 %
1 級	主事、技師、主事補、技師補	11 人	13.1 %

(注) 1 飯豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定の中で、職員の昇給については、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、当該昇給の有無及び昇給させる場合の号級数は、前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給とすることを標準として、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行うことと給与条例等に規定されており、最終的には当該証明を基に人事担当課長の勤務状況の把握のもと任命権者が判断し、職員の昇給を行っています。職員の昇任や昇格については、級別資格基準表などの基準に基づき、資格要件を満たす職員について任命権者が勤務成績を判断し、昇任や昇格を行っています。

今後、国家公務員制度や他の地方公共団体の動向なども踏まえ、職員の実績、意欲や能力がより評価される人事評価の仕組みを構築するため検討していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯 豊 町		山 形 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,412 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務上の等級による加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務実績の評定については、3(2)昇給への勤務実績の反映状況のとおりですが、今後、国家公務員制度や他の地方公共団体の動向なども踏まえ、職員の実績、意欲や能力がより評価される人事評価の仕組みを構築するため検討していきます。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

飯 豊 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	* 千円	22,009 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0			%
手当の種類(手当数)	-			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	28,113	千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	216	千円
支給実績(25年度決算)	32,950	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	354	千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、一般の扶養親族6,500円(配偶者がいない場合、うち1名11,000円)15歳から22歳の扶養親族たる子がいる場合、1名につき5,000円加算	同じ	-	11,580 千円	17,200 円
住居手当	借家居住者で月額12,000円以上の家賃を払っている者 限度額27,000円	同じ	-	2,504 千円	23,400 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額55,000円、自動車等使用 片道2km以上の自動車等を使用して通勤する職員に支給限度額37,200円	異なる	自動車等使用については、山形県の支給区分に準じて支給	7,684 千円	5,600 円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のある職員 89,000円、その他の世帯主である職員 51,000円、その他の職員 36,800円	同じ	-	8,592 千円	64,900 円
管理職手当	職名に応じて37,400円から50,000円の範囲で支給(管理職手当は課長職に支給されます)	異なる	(国)職名に応じて特別調整額として支給	5,332 千円	42,800 円

6 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

料	区分	給料		月額		等	
		円	円	円	円		
料	町長	810,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		610,000	円	826,500	円	410,000	円
報	副町長	310,000	円	330,000	円	200,000	円
		250,000	円	284,000	円	164,000	円
酬	議長	230,000	円	270,000	円	145,100	円
期	町長	(25年度支給割合)		月分			
		2.95					
末	副町長	(25年度支給割合)		月分			
		2.95					
手	議長	(25年度支給額)					
		51,000	円				
当	副議長	89,000	円				
退	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		81万円×在職月数×0.567		2,204万円	任期毎又は退職時		
職	副町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		61万円×在職月数×0.331		969万円	任期毎又は退職時		
手	備考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

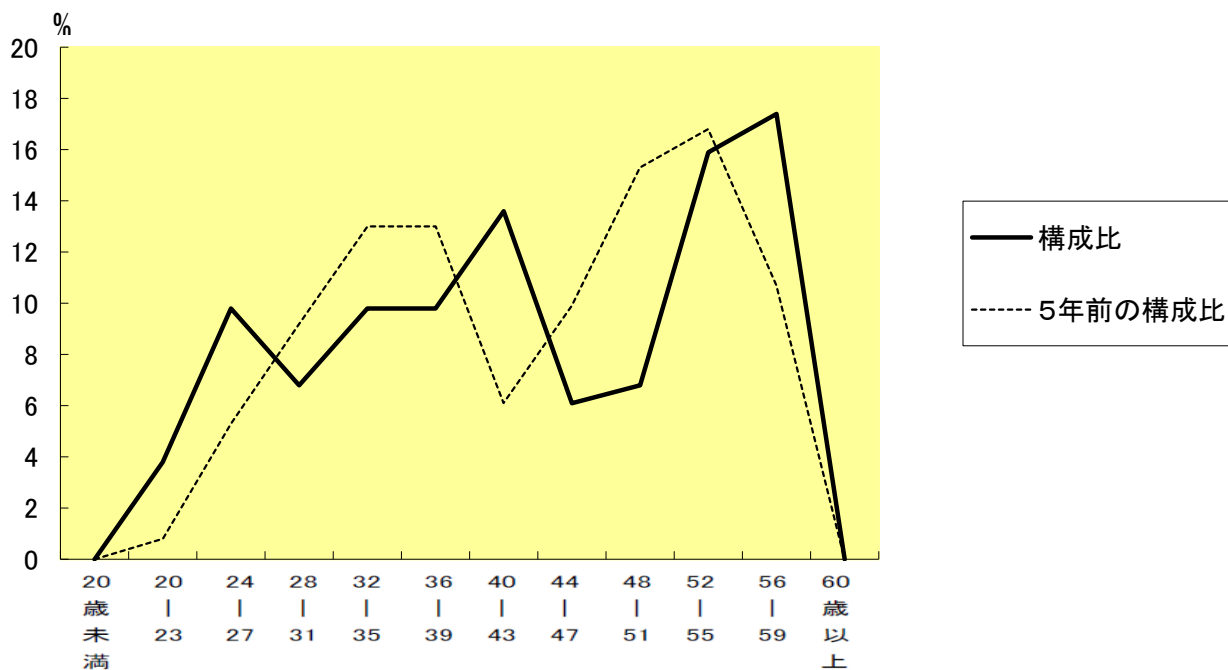
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務企画	26	25	-1	組織機構改革による減
	税務	7	7	0	
	民生	25	25	0	
	衛生	4	4	0	
	農林	12	12	0	
	商工	4	5	1	業務体制の強化による増
	土木	7	7	0	
	計	87	87	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.12 人)
	教育部門	21	20	-1	臨時職員対応による減
小計	108	107	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 120.72 人)	
公営企業等部門	病院	1	1	0	
	水道	3	3	0	
	下水道	3	3	0	
	国民健康保険	5	6	1	業務体制の強化による増
	介護保険	4	4	0	
	後期高齢者	2	2	0	
	老人保健施設	7	7	0	
	小計	25	26	1	
合計	133	133	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.12 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	13人	9人	13人	13人	18人	8人	9人	21人	23人	0人	132人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	87	88	86	84	87	87	0 (▲2.2%)
教育	23	26	24	22	21	20	▲4 (▲19.2%)
警察	—	—	—	—	—	—	—
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	110	114	110	106	108	107	▲3 (▲5.3%)
公営企業等会計計	22	22	24	25	25	26	4 (▲0%)
総合計	132	136	134	131	133	133	1 (▲2.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 169,184	千円 39,815	千円 15,104	% 8.9	% 8.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 3	千円 9,851	千円 1,829	千円 3,424	千円 15,104	千円 5,035

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,626

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
飯豊町	36.6 歳	258,475 円	494,688 円
団体平均	43.2 歳	317,500 円	362,002 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

飯 豊 町	飯 豊 町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,141 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,412 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務上の等級による加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務上の等級による加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

飯 豊 町			飯 豊 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	22,009 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度及び25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	— %		
手当の種類（手当数）	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	780 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	260 千円
支給実績（25年度決算）	1,252 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	417 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、一般の扶養親族6,500円（配偶者がいない場合、うち1名11,000円）15歳から22歳の扶養親族たる子がいる場合、1名につき5,000円加算	同じ	—	546 千円	273,000 円
住居手当	借家居住者で月額12,000円以上の家賃を払っている者 限度額27,000円	同じ	—	81 千円	— 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額55,000円、自動車等使用 片道2km以上の自動車等を使用して通勤する職員に支給 限度額37,200円	同じ	—	267 千円	89,000 円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のある職員 89,000円、その他の世帯主である職員 51,000円、その他の職員 36,800円	同じ	—	229 千円	76,333 円
管理職手当	職名に応じて37,400円から50,000円の範囲で支給（管理職手当は課長職に支給されず）	同じ	—	0 千円	0 円